

画像を含む意匠の登録要件（保護拡充）に関する 意匠審査基準改訂の考え方について（案）〔再配布〕

I. 総論

1. 現行意匠審査基準における画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠の登録要件は、(1) 工業上利用することができる意匠であること、(2) 新規性を有すること、(3) 創作非容易性を有すること、(4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと、の 4 つの要件からなる。

このうち、意匠登録出願されたものが意匠法上の意匠に該当するか否かは、(1) 工業上利用することができる意匠であること、の要件の中で判断される。

(1) 工業上利用することができる意匠（意匠法第 3 条第 1 項柱書）

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、次のすべての要件を満たさなければならない。

- ① 意匠を構成するものであること
- ② 意匠が具体的なものであること
- ③ 工業上利用することができるものであること（反復して多量に生産し得ること）

また、画像が意匠を構成するためには、次のいずれかに該当しなければならない。

- (a) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるものであること
- (b) 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像を構成するものであること

意匠法第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 前項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合には、物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるものが含まれるものとする。

- (a) 物品の表示部に表示される画像が、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、「意匠法第 2 条第 1 項に係る画像」）

参考資料 1

と認められるためには、物品の表示部に表示される画像が、次の (i) 及び (ii) の要件を満たさなければならない。

- (i) 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- (ii) 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

(b) 意匠に含まれる画像が、意匠法第 2 条第 2 項において規定する画像（以下、「意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像」）を構成するためには、物品の機能を発揮できる状態にするための操作に用いられる画像でなければならない。

これらに加えて、以下の画像については意匠を構成する画像に該当せず、意匠法第 3 条第 1 項柱書の規定により登録を受けることができないと定めている。

- (1) 装飾表現のみを目的とした画像
- (2) 映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像
（テレビ番組の画像、インターネットの画像など、物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの）
- (3) 汎用の表示器に表示された画像
（汎用の表示器に、物品の外部からの信号による画像を表示したもの）
- (4) 記録媒体に記録された画像
- (5) 電子計算機に関する画像
（物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OS も含む）をインストールすることで表示される画像（プリインストールされたものも含む）、及び、電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像）
- (6) ゲーム機に関する画像
（物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像、及び、既にゲーム機能を発揮した状態のゲームの画像）

このように、現行意匠審査基準では、①意匠法第 2 条第 1 項に係る画像について、その物品にあらかじめ記録された画像でないものを、また、②電子計算機に関する画像について、意匠法第 2 条第 1 項に係る画像については物品から独立して創作・販売されるソフトウェアをインストールすることで表示される画像を、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像については電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像（電子計算機でソフトウェアを使用することで表示される画像）を、それぞれ保護対象から除外している。

なお、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠の審査においては、当該意匠法第

参考資料 1

2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠についての審査基準に加え、意匠法第 2 条第 1 項に係る画像についての審査基準である、その物品にあらかじめ記録された画像であること、についても追加適用を行っている。

(i) 意匠法第 2 条第 1 項に係る画像についての意匠審査基準の関連記載

74.5.1.1.1.2 物品の表示部に表示される画像が、その物品にあらかじめ記録された画像であること

物品の表示部に表示される画像は、その物品にあらかじめ記録された画像である必要がある。したがって、テレビ番組の画像、インターネットの画像、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したものなど物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの及び事後的に記録された画像を表示されたものは、意匠を構成するものとは認められない。

また、物品から独立して創作され、販売されるビジネスソフトやゲームソフト等をインストールすることで表示される画面デザインについては、物品にあらかじめ記録されたもの（プリインストールされたもの）であっても、意匠を構成しないものとする。

(ii) 電子計算機に関する画像についての意匠審査基準の関連記載

74.5.1.1.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

(5) 電子計算機の取扱い

物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OS も含む）をインストールすることで表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、意匠法第 2 条第 1 項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められない。

また、電子計算機は、本来的な機能が情報処理であるため、電子計算機でソフトウェアを使用することは、電子計算機の情報処理機能を発揮している状態の画像に該当するため意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像に該当しない。

2. 問題の所在と検討すべき課題

上記した現行の意匠審査基準及び審査運用は、平成 18 年意匠法改正当時の状況を踏まえたものであり、事後的にソフトウェアを追加、置換等して機能拡張することを前提とする物品が電子計算機（パソコン）等限られたものであったという当時の状況を踏まえれば、妥当なものであったと考えられる。

しかしながら、その後の情報技術の進展に伴い、事後的にソフトウェアを追加、置換等することで機能拡張可能な製品が市場に増加しており（スマートフォン、スマート家電、

参考資料 1

ウェアラブル端末など)、事後的な機能拡張性という意味において、電子計算機(パソコン)とこれらの物品との境界が極めて曖昧なものとなってきているとともに、このような傾向は、今後ますます拡大することが予想される。実際、そのような社会状況とも呼応するように、意匠に係る物品を「携帯情報端末機」等としつつ、ソフトウェアに起因する画像を含む意匠について意匠登録を求めているようにも理解し得る出願の数が増加している現状がある。

このような現在の社会状況を踏まえると、情報技術を積極活用した画像を含む意匠を現行意匠法の規定が許容する範囲内においてより適切に保護するために、画像を含む意匠についての意匠審査基準を改訂することが喫緊の課題であり、その改訂にあたっては、画像を含む意匠についての「意匠を構成するものであること」の要件として、物品に事後的に記録された画像の保護を一定の範囲で認めるとともに、電子計算機(パソコン)とそれ以外の物品との間における取扱いのそごが極力生じないようにするために、以下の論点について検討を行う必要がある。

(1) 工業上利用することができる意匠(意匠法第3条第1項柱書)

【論点1-1】あらかじめ記録の要件の取扱い

【論点1-2】電子計算機の機能に関する取扱い

(2) 願書及び図面に記載すべき事項

【論点2-1】意匠に係る物品に関する記載

【論点2-2】図面の記載

(3) 類否判断(意匠法第3条第1項3号)

【論点3-1】画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断

【論点3-2】公知資料中に表された画像の認定

II. 各論

1. 工業上利用することができる意匠（意匠法第 3 条第 1 項柱書）

【論点 1-1】 あらかじめ記録の要件の取扱い

我が国意匠法は、明治 21 年制定の意匠條例から明治 42 年法までは、意匠は物品に応用すべきものとして物品と可分なものと位置づけていたが、その後、「工業製品」の美的質的向上を図る近代的工業デザイン思想の影響から、大正 10 年法では、意匠は物を離れて存在するものではないとの考え方（物品との一体性）を採用し、意匠の定義についての規定を物品に関する形状等と改めた¹ ²。昭和 34 年制定の現行意匠法においても、大正 10 年法同様、物品との一体性を前提とし、これをより明確化した「物品の」形状等を、意匠法の保護対象である意匠と位置付けている³。したがって、物品との一体性を有していないものを現行意匠法上の意匠として取り扱う余地はない。

平成 18 年意匠法改正においては、この物品との一体性を前提としつつ、新設した意匠法第 2 条第 2 項において、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（いわゆる部分意匠）に、物品の操作の用に供される画像であつて、当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示されるもの、が含まれることが明定された。ただし、この場合の部分意匠を構成する画像は、当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限ることが規定されており、実際に当該物品がその機能に従って働いている状態、例えば、パソコンの情報処理機能を発揮させている状態の画像は保護対象に含まないことが意図されている⁴。

上記のとおり、画像を含む意匠については、現行の意匠審査基準及び審査運用上、物品との一体性の観点から、物品に「あらかじめ記録」されていない画像は意匠法上の意匠を構成するものと取り扱っていないが、この「あらかじめ記録」の概念は、①物品の外部からの信号による画像を表示したもの、②物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、③事後的に記録された画像を表示したもの、及び、④物品から独立したソフトウェアをプリインストールしたものを、保護対象外と整理する上で総括的に導入したものである。

前述のとおり、平成 18 年改正当時の状況を前提とすればこの審査基準は妥当なものであったと考えられるが、スマートフォンの利用拡大に代表される近年の社会状況を踏まえ

1 特許庁意匠課「意匠制度 120 年の歩み」31 頁。

2 意匠法（明治 42 年）第一條「物品ニ應用スヘキ形状、模様、色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ナル工業的意匠ヲ案出シタル者ハ本法ニ依リ意匠ノ登録ヲ受クルコトヲ得」

意匠法（大正 10 年）第一條「物品ニ關シ形状、模様若ハ色彩又ハ其ノ結合ニ係ル新規ノ意匠ノ工業的考案ヲ爲シタル者ハ其ノ物品ノ意匠ニ付意匠ノ登録ヲ受クルコトヲ得」

3 意匠法（昭和 34 年）第二条第一項（制定当時）

この法律で「意匠」とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起させるものをいう。

4 平成 18 年法律改正(平成 18 年法律第 55 号)解説書。

参考資料 1

つつ、画像を含む意匠のより適切な保護について検討すると、物品との一体性を意匠保護の前提とする現行意匠法の下では、ここで「あらかじめ記録」に該当しないと定めた中でも、画像を含む意匠について、物品との一体性を認める余地が残されているものがまだあると考えることができるのではないか。

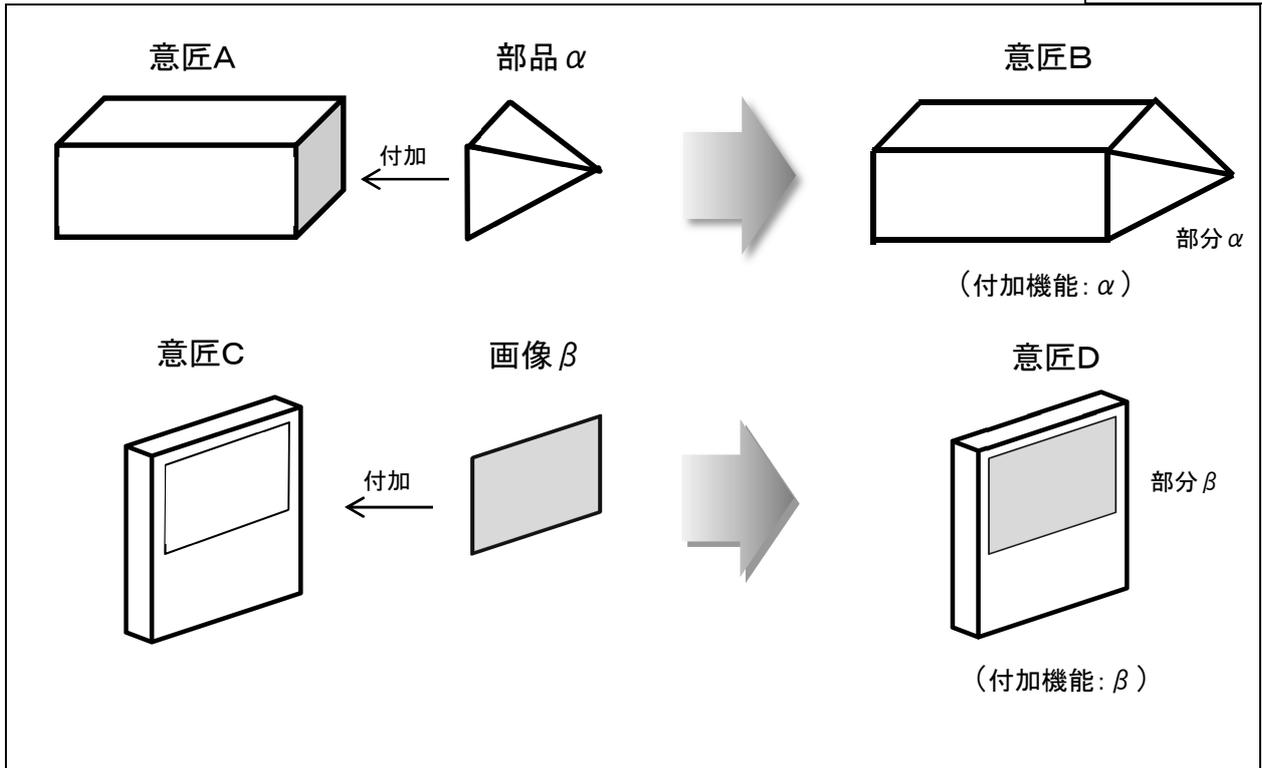
すなわち、意匠権は、業としての登録意匠及びこれに類似する意匠の実施を専有する権利である。換言すれば、意匠法は、意匠の実施を意匠に係る物品の製造や譲渡等と定義しつつ、意匠権者に業としてのこれらの実施を専有する独占権（意匠権）を付与することで、意匠の保護を図っている。これは、無体物である意匠の保護を、当該意匠を具えた「物品」に対する一定の行為の専有を認めることによって実現しようとするものであり、特許法における物の発明の保護と同じ考え方によるものである⁵。よって、市場流通のどの段階における物品の形状等（意匠）について意匠権による保護を求めるかは、出願人が自由に選択すべき事項であり、意匠法が許容する範囲内で認められるものであると考えられる。

画像以外の通常の意匠（立体形状からなる物品の意匠）において、ある物品の外観の一部に別体の部品が付加されることで、新たな意匠が構成されるような場合について考えてみると、当該部品の付加前の意匠はもとより、当該部品の付加により構成される、当該部品を部分として含む新たな物品の意匠についても、その新たな物品の市場での流通、業としての実施が成立する限りにおいて、意匠法上、いずれも意匠登録の対象とすべきことに疑いはない。

現行意匠法上、画像は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を構成するものであることが規定されていることから、画像の場合についても、上記と同様、物品の外観の一部として付加されることで、当該画像を部分として含む新たな物品の意匠（物品との一体性を有する意匠）を構成すると考えることができるのではないか。

また、この場合、上記、③事後的に記録された画像を表示したもの、及び、④物品から独立したソフトウェアをプリインストールしたもの、については、記録されることで画像が物品の部分となり、新たな物品の意匠を構成する対象になるといえるのではないか。

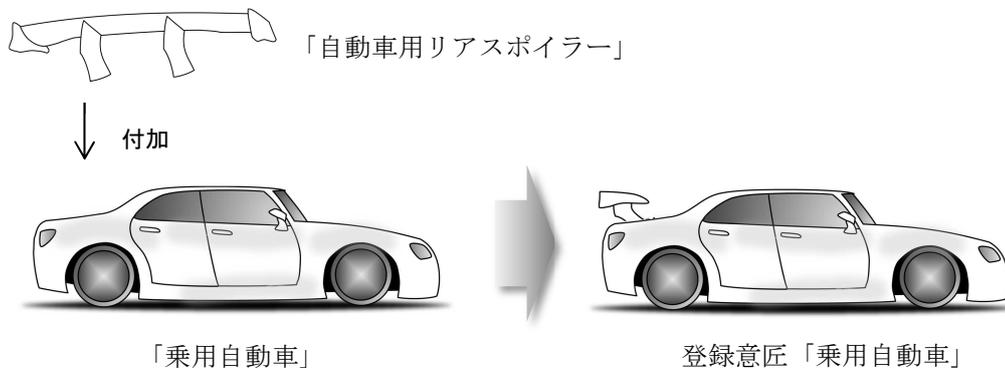
⁵ 松尾和子・満田重昭編「注解意匠法」（青林書院、2010年）126頁参照。



(参考例 1)

「乗用自動車」は、リアスポイラーの有無にかかわらず物品として成立し、そのいずれも、意匠登録の対象となる。

この場合、リアスポイラーを付加した乗用自動車に係る登録意匠について、意匠に係る物品である当該「乗用自動車」の実施（製造、譲渡、又は使用等）は、最初からリアスポイラー付きの「乗用自動車」を製造出荷することのみならず、リアスポイラー無しの「乗用自動車」の製造出荷後にリアスポイラーを付加して販売等する行為についても、業として行うものである限りにおいて、当該「乗用自動車」に係る意匠権による専有の対象になると考えられる。（なお、リアスポイラーを付加した意匠について、当該リアスポイラー部のみを意匠登録を受けようとする部分とする部分意匠の意匠登録も可能である。）



〔検討の方向性〕

意匠法上、意匠登録の対象となる画像が物品に記録されるタイミングを限定する明示的な規定はないことから、画像を含む意匠についても、画像以外の意匠の場合と整合的な考え方を採用することには妥当性があるものと考えられる。つまり、物品の流通の観点から見ても、最初の製造出荷の段階で物品に記録されている画像のみならず、その後いずれかの段階で、物品の部分として新たな物品に記録されている画像となったものについても、それを意匠法上の意匠を構成するもの、すなわち物品との一体性を有するものとして意匠審査基準上取り扱うことは、現行意匠法の規定の範囲内における合理的な審査基準といえるのではないかと。

この場合、①物品の外部からの信号による画像を表示したもの、及び、②物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、については、引き続き、物品との一体性を満たさないものとして保護対象とはしない前提において、この「あらかじめ記録」の要件（概念）は撤廃することとするのが妥当ではないかと。

また、現行の意匠審査基準で同じく保護除外としている、前記（1）装飾表現のみを目的とした画像、（2）映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像、（3）汎用の表示器に表示された画像、（4）記録媒体に記録された画像、（6）ゲーム機に関する画像、についても、現行意匠審査基準における取扱いを変更すべき特段の事情は認められないため、これらを保護対象とはしていない従来の取扱いを変更する必要はないのではないかと。

【論点 1－2】電子計算機の機能に関する取扱い

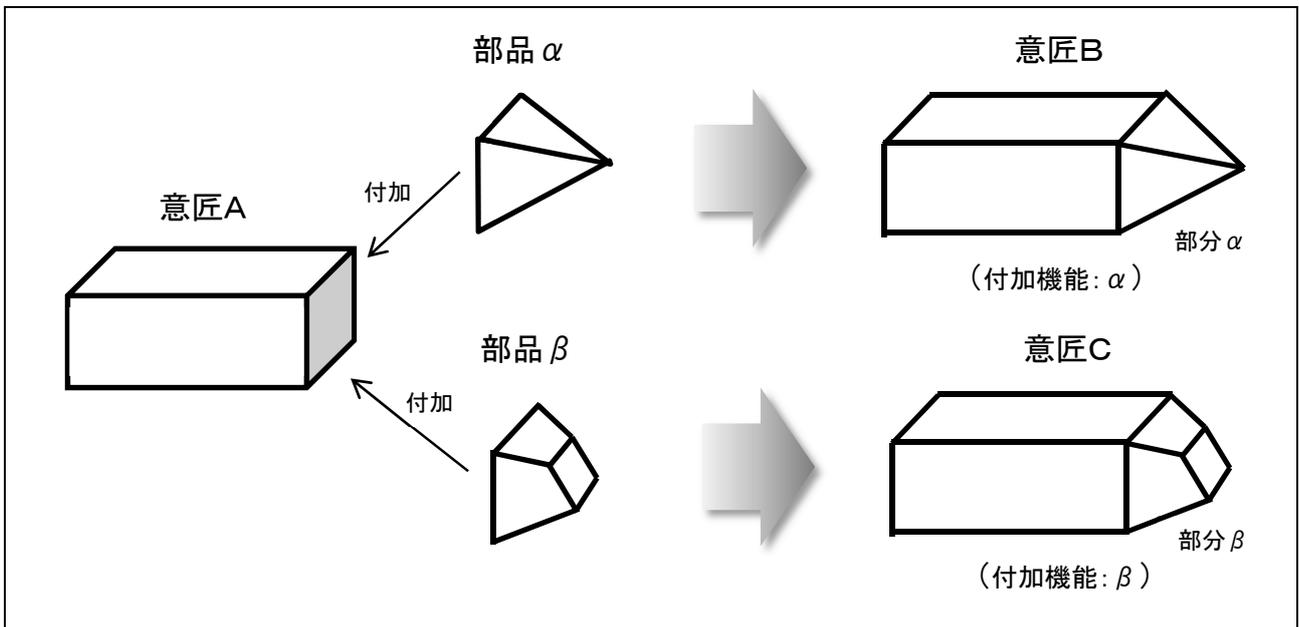
現行の意匠審査基準では、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像について、電子計算機の本来の機能は情報処理であるから、電子計算機でソフトウェアを使用している状態は、既に電子計算機の情報処理機能を発揮している状態に該当し、よって、電子計算機にソフトウェアをインストール等することで特定の具体的機能が発揮可能となったものについては、意匠に係る物品「電子計算機」の機能としては考慮されず、結果、当該具体的機能に係る画像は意匠法の保護対象とはならないとしている。また、意匠法第 2 条第 1 項に係る画像についても、物品から独立して創作、販売されるソフトウェアをインストールすることで表示される画像は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合とは認められないとして、拒絶の対象となっている。

しかしながら、【論点 1－1】同様、画像以外の通常の意匠（立体形状からなる物品の意匠）の場合について考えてみると、実際の使用時における物品の具体的機能として複数の異なる機能拡張が予定される汎用物品の場合、当該機能拡張前の意匠はもとより、部品の付加により構成される、当該部品を部分として含む新たな物品の意匠についても、その新たな物品の市場での流通、業としての実施が成立する限りにおいて、いずれも意匠登録の対象となる。

そうすると、現行意匠法上、画像の場合についても、汎用物品（電子計算機）に記録さ

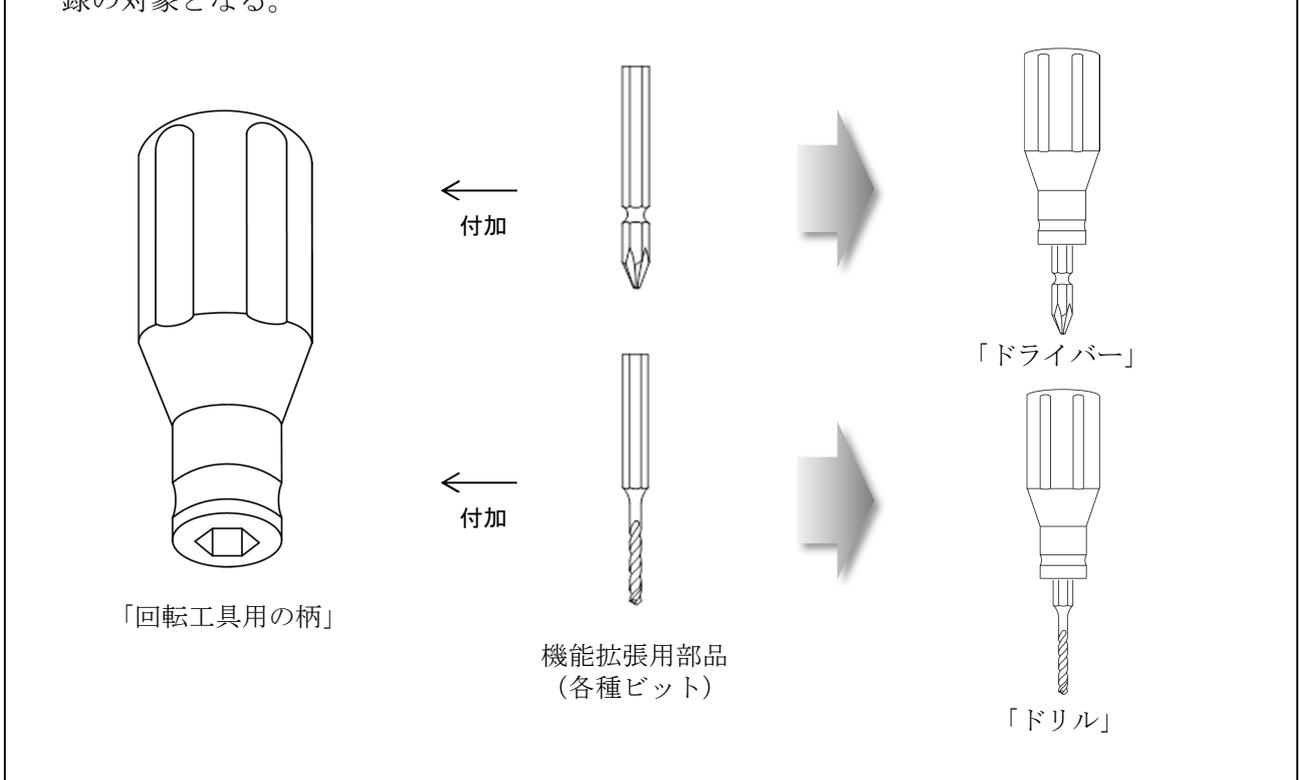
参考資料 1

れることで、当該画像を部分として含む新たな物品の意匠を構成すると考えることができるのではないか。



(参考例 2)

ビットの取付けという機能拡張が予定された「回転工具用の柄」に対して、異なる具体的な機能を有する各種のビットがそれぞれ付加されることにより、「ドライバー」や「ドリル」といった個別具体的な機能を有する新たな意匠に係る物品の意匠を構成し、それぞれが意匠登録の対象となる。



〔検討の方向性〕

意匠法上、生来的に汎用性や機能拡張性を有する物品について、機能拡張後の物品を意匠に係る物品とすることを制限する明示的な規定はないことから、電子計算機に記録して用いられる画像の意匠についても、画像以外の意匠の場合と整合的な考え方を採用することには妥当性があると考えられる。すなわち、論点 1－1 のとおり、事後的な画像の記録によって新たな意匠に係る物品が成立すると考えられることを前提とすれば、ソフトウェアのインストールにより電子計算機に記録された画像（事後的に記録された画像）について、意匠法上の意匠を構成することを意匠審査基準に明記することは、現行意匠法の規定の範囲内における合理的な審査基準といえるのではないか。

画像の種別ごとの取扱い一覧

これまで保護対象としていた画像 (物品にあらかじめ記録された画像)	今回保護拡充の対象とする画像 (物品に事後的に記録された画像)	保護拡充の対象としない画像 (※4)
<p style="text-align: center;">○</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタルカメラや携帯情報端末にあらかじめ記録されたソフトウェア（ファームウェア等）の画像 ・電子計算機にあらかじめ記録された BIOS の画像（※1） ・電子計算機（画面一体型）にあらかじめ記録された画面照度調整の画像（※2） 	<p style="text-align: center;">× → ○</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記のアップデートによる画像（※3） 	<p style="text-align: center;">×</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトの画像 ・インターネットを介して使用するソフトウェアの画像（クラウドコンピューティングを含む） ・テレビ放送の画像 ・DVD の再生により表示される画像（チャプター選択等） ・壁紙、映画、ゲームの画像
	<p style="text-align: center;">× → ○</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機にインストールされたソフトウェア（OS、アプリケーションソフト）の画像 	

※1 電子計算機の本来の機能である情報処理機能を果たすために必要な画像。

※2 その他、ハードウェアの機能調整等に関する画像。

※3 その物品が通常具備する範囲の機能に係るアップデートの画像。

※4 物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像等。

2. 願書及び図面に記載すべき事項

【論点 2-1】意匠に係る物品に関する記載

(1) 「意匠に係る物品」の欄

願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、出願の意匠の認定とともに登録意匠の範囲を確定する上で極めて重要な情報であり、当該物品の用途及び機能を明確に把握可能な物品の区分が記載されなければならない。

(参考裁判例)

- ・ 知財高判平成 17 年 10 月 31 日（平成 17 年(ネ)第 10079 号）[カラビナ事件]
物品に関する願書の記載は、願書の「意匠に係る物品」に記載された物品の区分によって確定されるのが原則であるため、意匠に係る物品「カラビナ」に係る意匠権は、キーホルダーとして使用されるアクセサリには及ばないと判断された。
- ・ 意匠法関連規定
第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。〈後略〉
第二条 〈中略〉
3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。
第二十四条 登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない。〈後略〉
第六条 意匠登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。
一～二 〈略〉
三 意匠に係る物品〈後略〉
- ・ 意匠審査基準「第 2 章 意匠登録出願に係る意匠の認定（1）意匠に係る物品」
意匠に係る物品の認定は、その意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づきその用途及び機能を認定することにより行われる。

また、意匠法第 2 条第 1 項に係る画像は「物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」を要件とするものであり、意匠法第 2 条第 2 項に規定される画像は「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態

参考資料 1

にするために行われるものに限る。) の用に供される画像である」ことを要件とするものであるから、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載は、画像を含む意匠の意匠に係る物品の用途及び機能を明確に把握可能なものである必要がある。

〔検討の方向性〕

今回、保護拡充の検討対象とする事後的に記録された画像を含む意匠の場合には、当該画像に係る物品の機能と、意匠に係る物品全体の機能との関係性を考慮した上で、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載を行わなければならない。

まず、物品（専用機）に事後的に記録された、基本となる物品が通常具備する範囲内の機能に係るアップデートの画像の場合であれば、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載中に、当該機能について明記することは要さない。

一方、基本となる物品が電子計算機である場合、電子計算機自体の本来的な機能は汎用的な情報処理にとどまるが、電子計算機に事後的に記録された付加機能に係る画像の場合には、当該付加機能の存在により、意匠に係る物品自体が、単なる電子計算機とは異なる具体的機能を有する新たな物品として構成されることとなる。よって、その点を明確にするために、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載中に、当該付加機能を伴った電子計算機であることを明記するのが適当ではないか。

この点を踏まえると、物品に事後的に記録された画像を含む意匠の場合、「意匠に係る物品」の欄には以下のように記載することが望ましいのではないか。

画像に係る物品の機能	「意匠に係る物品」欄の記載
①当該画像に係る物品の機能が、基本となる物品が通常具備する範囲の機能である場合 (専用機のアップデート画像) (※ 1)	当該物品に係る物品の区分を記載する (例) ・「デジタルカメラ」 ・「携帯情報端末機」(※ 2) ・「電子計算機」(※ 3)
②当該画像に係る物品の機能が、電子計算機に対する付加機能である場合 (追加インストールによる画像) (※ 1)	「〇〇機能付き電子計算機」と記載する (※ 4) (※ 5) (例) ・「文書作成機能付き電子計算機」(※ 6)

※ 1 該当する場合には、「意匠に係る物品の説明」の欄の記載も考慮する。

※ 2 「携帯情報端末機」は意匠法施行規則別表第一の下欄に掲げる物品の区分ではないため、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載しなければならない。

※ 3 ハードウェアとしての電子計算機に係る機能（例えば、BIOS や画面照度調

整等)を想定。

- ※4 「○○」は、当該画像に係る物品の追加的な機能。
- ※5 「○○機能」は、従来専用機において認められている物品の区分を参考としつつ、個別の物品になり得る程度の機能を記載する。
- ※6 上記※3以外の機能は全て、電子計算機に対する付加機能と位置づけられる。

<意匠法第7条の要件との関係>

上記②の場合、当該物品の区分が、意匠法施行規則別表第一の下欄に掲げる物品の区分と同程度のものとなるように留意する必要がある。

例えば、電子カルテ操作機能を発揮できる状態にするための画像の場合に「情報操作機能付き電子計算機」のような物品の区分を認めると、従来、専用機として認められている物品の区分（「電子カルテ操作機」）に比べ、広汎な物品の意匠について意匠登録を認めることとなる。したがって、このような場合には、物品の区分を「電子カルテ操作機能付き電子計算機」として、同程度の物品の区分となるようにすべきである。

なお、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分が、意匠法施行規則別表第一の下欄に掲げる物品の区分と同程度のものとは認められない場合、その意匠登録出願は経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにした意匠登録出願とは認められない。（意匠審査基準 51.1.2）

（例1）意匠法施行規則別表第一の下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分と認められないもの

- ・複数の付加機能を併記したもの（例：○○機能及び××機能付き電子計算機）
- ・付加機能として「情報処理機能付き」と記載したもの

（例2）従来専用機として認められている物品の区分と対応する付加機能の例

経路誘導機	経路誘導機能
電話機	通話機能
携帯電話機	通話機能
デジタルカメラ	カメラ機能
歩数計	歩数計機能
マルチメディアプレーヤー	マルチメディア再生機能
身体状態情報管理機	身体状態情報管理機能
工作機械用数値制御器	工作機械用数値制御機能
:	:

(2) 「意匠に係る物品の説明」の欄

意匠法施行規則別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する必要がある。

(意匠法施行規則様式第 2 備考 3 9)

また、意匠法第 2 条第 2 項に規定する画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄にその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明を記載する必要がある。(意匠法施行規則様式第 2 備考 4 0)

現行意匠審査基準では、意匠法施行規則様式第 2 の備考に規定されたこれらの事項のほか、意匠法第 2 条第 1 項に係る画像の場合についても、図面の記載のみでは当該画像が物品のどのような機能を果たすために必要な表示を行う画像であるか及び画像の用途、機能が明らかでないときは、これらについて説明を記載すべきこととしている。

〔検討の方向性〕

今回、保護拡充の検討対象とする画像は、物品に事後的に記録された画像であるとはいえ、当該画像が記録された意匠に係る物品の用途及び機能についての必要な理解、並びに、当該画像に係る物品の機能及び操作の説明について明確にすべきことに変わりはないと考えられることから、これら物品に事後的に記録された画像を含む意匠についても、現行の意匠審査基準において必要としている記載事項をそのまま維持するべきではないか。

例えば、「〇〇機能付き電子計算機」の場合、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明の記載とともに、画像の用途、機能並びにその画像に係る当該物品の機能及び操作の説明の記載を要することとする必要があると考えられる。

【論点 2-2】 図面の記載

意匠法第 2 条第 2 項は、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を構成する画像として、当該物品に表示されるものだけでなく、当該物品と一体として用いられる物品に表示されるものが含まれることを規定しており、後者の画像について意匠登録出願する場合には、当該「一体として用いられる物品」の形状等を除く、画像のみを表した図（画像図）を図面を含めることが認められている（意匠法施行規則様式 6 備考 1 1）。

また、現行意匠審査基準では、画像図に表された画像を意匠登録を受けようとする部分とする意匠登録出願の場合に、当該画像図以外の、意匠に係る物品全体の形状等を表した一組の図面の省略を認めている。（意匠審査基準 74. 3. 1 (5)）

事後的に記録された画像を保護対象として取り扱う場合、意匠に係る物品を「〇〇機能付き電子計算機」として、電子計算機（本体）とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機（セパレートタイプの、いわゆるデスクトップ型パソコン）の画像について出願がなされることも想定される。この場合に、画像図以外の意匠に係る物品全体の形状等について、

従前と同様、一組の図面の省略を認めるか否かを整理する必要がある。

〔検討の方向性〕

電子計算機（本体）とデータ表示機とが別体として構成された電子計算機の場合であっても、意匠法第 2 条第 2 項に規定された意匠に係る物品と一体として用いられる物品に表示されるものに該当することには違いがないことから、現行の意匠審査基準に即して、当該画像図以外の意匠に係る物品全体の形状等について、一組の図面の省略を認め、画像図のみの図面による出願を認めることが適切ではないか。

3. 類否判断（意匠法第 3 条第 1 項第 3 号）

【論点 3-1】画像を含む意匠の意匠に係る物品の類否判断

意匠法上、画像は、物品の部分の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合を構成するものであることが規定されていることから、意匠審査基準では、画像を含む意匠の類否判断を、全体意匠及び部分意匠の審査基準に準じて行うこととしている。そして、部分意匠一般の類否判断の基準として、部分意匠と対比する意匠とが以下の①～④のすべてに該当する場合、両意匠は類似するとしている。

- ① 両意匠の意匠に係る物品が同一又は類似であること
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」とこれに相当する箇所の用途及び機能が同一又は類似であること
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」とこれに相当する箇所の形態が同一又は類似であること
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」とこれに相当する箇所の物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

事後的に記録された画像を含む意匠を保護対象として取り扱う場合、それらの意匠に関する意匠に係る物品の類否（上記①）並びに意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能の類否（上記②）について、審査判断における考え方を整理することが重要であると考えられる。

〔検討の方向性〕

物品に事後的に記録された画像の場合であっても、物品との一体性を有する意匠であると捉えられる点において、従前から保護対象としていた画像を含む意匠と変わるところはないから、上記現行の意匠審査基準における全体意匠及び部分意匠の類否判断の考え方を、物品に事後的に記録された画像についても、基本的にそのまま適用するのが妥当ではないか。

なお、その際には、以下の点に留意することとしてはどうか。

① 意匠に係る物品についての類否判断

（a）具体的な用途及び機能に相違がある場合の意匠に係る物品の類否

意匠に係る物品の用途及び機能が当該物品の全体として共通している場合には、具体的な用途及び機能に多少の相違があったとしても、意匠に係る物品は類似すると判断する。

また、比較の対象となる意匠の意匠に係る物品が、当該画像に係る物品の機能以外に当該画像とは直接的に関係しない他の機能を有する場合であっても、意匠に係る物品の用途及び機能が当該物品の全体として共通し、当該画像に係る機能が共通する限

りにおいて、意匠に係る物品は類似すると判断する。

(例) メモ帳機能付き電子計算機（付加機能：メモの記録）と文書作成機能付き電子計算機（付加機能：文書の作成）とは、いずれも文章の作成と記録を行うという点において用途及び機能が共通するため、意匠に係る物品が類似する。

(b) 具体的機能を付加した電子計算機（○○機能付き電子計算機）と他の物品との類否意匠に係る物品が類似するというためには、当該意匠に係る物品が全体として有する用途及び機能が共通することが必要であることから、具体的機能を付加した電子計算機と他の物品（専用機）との類否については、物品全体としての用途及び機能が共通するかどうかを勘案して判断する。

(参考裁判例)

- ・東京高判平成 15 年 6 月 30 日（平成 15 年（ネ）第 1119 号）[減速機付きモーター事件]

減速機と減速機付きモーターとは、一方が減速機であるのに対し、他方が減速機部分にモーター部分を連結して 1 個の物品とした減速機付きモーターであるため、両者の意匠に係る物品は非類似であると判断された。

「本件登録意匠に係る物品と被控訴人製品の物品とを対比すると、本件登録意匠に係る物品は、減速機であるのに対し、被控訴人製品は、減速機部分にモーター部分を連結して 1 個の物品とした減速機付きモーター（ギヤードモーター）であるから、両者は物品が異なるものである。」

- ・東京地判平成 19 年 4 月 18 日（平成 18 年（ワ）第 19650 号）[増幅器付きスピーカー事件]

増幅器付きスピーカーと増幅器とが、増幅器の機能において共通するとして、意匠に係る物品が類似すると判断された。判決の中では、増幅器もスピーカーも、音源からの音を再生するために不可欠な機能を有するものであることに言及されている。

「本件物品は増幅器付スピーカー、原告製品は増幅器であり、両物品は同一ではないから、両物品の用途・機能等から、それらの類似性を検討すると、本件物品は、増幅器及びスピーカーという、2つの機能を有する、いわゆる多機能物品であるところ、増幅器の機能において、原告製品と機能を共通にするものであり、両物品は類似すると解される。

(中略) 本件物品の場合、増幅器もスピーカーも、それぞれ音源からの音を再生するために独立して不可欠の機能を有するものであって、前者が後者の一部品となるものではない。そして、登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載された意匠に基づいて定められる（法 24 条）のであり、本

件登録意匠の願書、図面等（甲 2）に、増幅器単体での機能が発揮されないことを示す記載は認められないから、本件物品は、増幅器の機能をも有する多機能物品であると解すべきである。」

② 意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能についての類否判断

従前の画像を含む意匠の場合の判断と同様、願書及び図面に表された画像の用途及び機能を認定した上で、対比する意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の用途及び機能との共通性の有無を判断する。その用途及び機能に共通性がない場合には、意匠は類似しないものと判断する。

【論点 3－2】 公知資料中に表された画像の認定

現行意匠審査基準では、物品から独立したソフトウェアをインストールすることで表示される画像を保護対象（意匠）として取り扱っていないため、刊行物等の公知資料中に表されたソフトウェアの画像は、意匠として出願意匠との類否判断を行う対象とはせずに、創作非容易性の要件に関する引用例（公知の形状等）として取り扱っている。

今回、意匠審査基準を改訂し、事後的に記録された画像についても意匠の構成要素と位置付ける場合、公知資料中に表されたソフトウェアの画像をどのように取り扱うか明確にする必要がある。

〔検討の方向性〕

公知資料中に表された画像についても、それが電子計算機にインストールされて使用されるソフトウェアの画像であることが合理的に認定できる限りにおいて、当該画像を表示する物品全体を示す図の有無にかかわらず、具体的機能を付加した電子計算機（〇〇機能付き電子計算機）の画像を含む公知の意匠であると認定し、出願の意匠との対比を行うこととするのが適当ではないか。

以上